

第十五回 参議院厚生委員会會議録第二十六号

昭和二十八年三月十日(火曜日)午前十時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤森 眞治君
理事 大谷 肇君
委員 藤原 道子君
中山 壽彦君
長島 銀藏君
常岡 一郎君
谷口 弥三郎君
一松 定吉君

国務大臣

厚生大臣 山縣 勝見君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 楠本 正康君
衛生局長 櫻松 一郎君
厚生省薬務局長 東畑 四郎君
食糧庁長官 草間 弘司君
事務局側 常任委員 多田 仁己君
常任委員 常任委員 多田 仁己君
常任委員 常任委員 多田 仁己君

本日の會議に付した事件

○食品衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○日雇労働者健康保険法案(内閣提出)

○未帰還者留守家族等援護法の施行等に関する法律案(内閣提出)

○麻薬取締法案(内閣提出)

○大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○未帰還者留守家族等援護法案(内閣提出)

○戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○連合委員会開会の件

○委員長(藤森眞治君) 只今から厚生委員会を開きます。

日程を変更いたしまして、食品衛生法の一部を改正する法律案につきましの御質疑を願います。

今日は農林大臣、それから食糧庁長官、それから通商省の通商局長、それから厚生省は公衆衛生局長、環境衛生部長が見えることになっております。

但し今閣議でまだ農林大臣はお見えになっておりません。どうぞそれじや御質疑を願います。

○藤原道子君 食品衛生法の問題について、過日質疑を申し上げたのでございすが、どうしても農林省にお伺いしなければ納得いたしかねる点がございしたので、今日はその方面について少し御質問申し上げたいと思ひます。米の輸入、主食の輸入等について政府は今どういう方法で輸入をしておいでになるかについて先ずお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(東畑四郎君) 米の輸入につきまして、昨年輸入いたしましたものが実績で九十二万トン余になつております。計画といたしましては約百万トンを予定したのであります。若干計画以下になつておるのであります。輸入のやり方でございますが、主として輸入いたします国は、タイ、ビル

マ、アメリカ合衆国、イタリイが主なる国でありまして、その他中米、スペイン等からも若干のものが参つております。輸入の方式につきましては、各

國商社を指定いたしております。ビルマにつきましては、戦後三社を指定しております。その他の国につきましては

は昨年まで指定をいたしておらなかつたのであります。昨年にしまして、カリフォルニア、アメリカの南部、タイ、イタリイ等、主な輸入国につきま

しては商社を指定しております。外貨割当をやりまして、予定価格を切りまして、入札をやりまして輸入商社の米

を輸入しております。こういうような次第であります。ただビルマ等につきましては、政府貿易というやうなことになるのであります。向うのSAMBという

役所でありまして、ステート・アグリカルチュア・マーケット・インング・ビユーロー、国家農業商品局、それが米

を一手に統制をいたしております。その役所と食糧庁代理であります。ビルマの總領事が契約をいたします。政

府貿易のものが半分くらいあります。これはビルマの特徴であります。そのほかにビルマでも國際入札で入れるもの

もございします。その他の国につきましては、これは全部入札でやつておる状況であります。タイにつきましては、政府割当のものと入札のものとい

ろいろございします。それから価格につきましては、一応予算等で単価がきまつておりますけれども、それを中心にいたしまして、成るだけ安く買つよう

に努力をいたしております。輸入いたしますと、輸入港におきまして食品

検査をやりまして、同時に食糧庁でやりまします食糧検査をいたしまして、これ

を食糧特別会計が全部一手に購入をいたしまして、配給をいたします。国の

配給との差額は別途輸入補給金を特別会計に繰入れてもらつて、これは大蔵

省から繰入れてもらつて、こういうことになつておるのであります。輸入につ

きましての大体の方式はこのやうにいたしておる次第であります。

○藤原道子君 お伺いいたしますが、政府取引ではあるけれども、この商社に指定されたものが政府を代行してお

るということになるのでございしますか。若しそうだとするならば、それに

対しての監査というやうなものはどういう方法でやつておいでになるか。

○政府委員(東畑四郎君) ビルマだけは政府貿易が半分以上ありますので、これは契約といたしましては国と国との

契約なんでありまして、実際はその輸入三社が政府の代行契約をいたして

おります。別途委託契約でやる。委託契約の条件というものがございまして、その条件がはつきりいたしてお

ります。その条件に違反した場合は、これは制裁があるわけでありまして、例え

ばビルマで米の規格がちゃんときまつておまして、その規格とこちらへ到

着いたしたものとの規格が違つた場合は、食糧庁は商社に損害賠償を要求す

るわけでありまして、本年も千数百万円のクレームが成立いたしました。その

商社が今度ビルマに又クレームを付けるといふ段階であります。絶えず委託

代行契約がございします。ので、代行条件に合致するかどうかは監督をいたし

ておる次第でございします。

○藤原道子君 向うでちゃんと検査をしておるといふことでございしますが、それが、ちゃんとできておりますならば、輸入した場合に、今回起つたやう

な事件は起らないのではないかと思ふのでございしますが、それはどういふ関係なんぞございしますようか。

○政府委員(東畑四郎君) ビルマはビルマの公正検定局という役所が輸出

のものを全部検定いたして、検査いたしておるのであります。その規格が國際的にきちつときまつておるのであり

ます。日本におきましては總領事に農林省から一人事務官を派遣しております。これは外交官になつております。

別に検査官はございしません。商社はおのづから駐在をいたしておりますので、現実のものを引取る場合には検査

をいたすのであります。その場合に普通検査をどこでやるかと言ひますと、

契約上は解取をいたしておりますから、本船の船側で船上に積上げるとき

に、ビルマの公正検定局の役人と、總領事館のものと、それから三社のうち

のたま／＼その船で輸入する商社の者とが立会ひまして、そこで現物を検査

する、積んでありますので一々刺しを入れてまして検査をするということにな

つておりますが、念のために各精米所におきまして予備検査をいたしてお

ります。これはビルマ政府の好意でやつておるのではありません。今回起りました黄変米というのは、実は一昨年発見されたものでありますが、なか／＼これがビルマにおきまする認識が実はないうけでありまして、というものは、ちよつと素人が見ましてもなか／＼わかりにくいのであります。よほどの専門家がみましてもわかるものだからでございす。食糧庁といたしまして、盤光ランプでございすか、あれで照すとよくわかるというので、昨年からそういうものを送りまして、盤光燈で照しまして、よく審査をいたしておるのであります。遺憾ながら輸送途中で起るものが大分ある。勿論そこにかびがあつたのであります。それが不注意でありまして、それがあつて或るものが輸送途中で蒸れまして相当腐えるというものがあつたのであります。いづれにいたしまして、契約上は一割をビツク・アップいたしましたので、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

的に掴みませんと、果して重大なる過失があつたかどうかというこの印の数字の数字的な基礎について今調べておるのであります。若干の報告は実は参つております。いづれそれは次回に報告をいたすつもりでございす。只今のところ検査を手抜きをしておつたというところは実はないのであります。黄変米といふものを発見するだけの立派な技術者も商社にいたかつたといふことは遺憾であると思ひます。もう少し立派な鑑識のある人がいればわかつたろうといふことは想像できるのであります。その点につきまして今調べておるのであります。

難な国内の食糧事情解決のために現地に於いておける商社の人々及び總領事館の人々の御苦労については、非常に心から敬意を表するにやぶさかなものではございせんけれども、又一面におきまして三社と指定されているといふような点が、余り長く現地に同じ人がいられるといふような点が私には偏りになるのではないかとおもうのでございすけれども、どうも政府の政府で直接なものと、それから又向うの商社と、こちらの商社の取引のものとの二様にあるやに私は拝承して来たのでありますけれども、そういう場合に、そこにはいろいろの馴れ合いが行われておるという点に耳にいたしました。長官はそういうことに對して何かお聞き及びになつたことがあつたか、その状態が結構だといふお考えでございすか、その点もよくお聞き願ひたい。

と、ビルマの政府におきましても非常に批判をしておる。そしてビルマの取引の商社に對しても、日本側の商社に對しても、日本の商社とビルマ側の商社と幾つもあるわけでございす。それが對しても相當堅固たる処置をするといふような情報も聞いて、若しそうなた場合に、日本のほうにおきまして何らかの態度をとらなければ、今後の輸入等において大きな支障が来るのではないかと心配ももちよつと素人なりにあるのでございす。私長くではございせんけれども、非常に、向うに参りまして肝胆相照してゐる／＼な情報を各方面から頂いておるのでございすけれども、そういう点からいたしまして、余り長くなつておる人は、この際責任があるか、ないかは存じせんけれども、やはり責任を少しは感じてもらつて、商社の中において交代をさせる、そうして又この三社だけに限定されておる理由も私は伺いたのでございす。それと合

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

て、それで検査をいたしておる。その前に精米所で検査をし、船に上げまするときは又検査をする。検査をしておることは事実であります。相当のものをはねておる。解一杯今回ではねておるのではありません。相当実を注意をいたして、私も九月以後に買います米につきましては非常に心配をいたしておるのではありません。これは電報等でも、今回の問題も、品質が悪いことが懸念であるからと相当注意をいたしたのであります。遺憾ながら相当の黄変した米が参つたのであります。その間につきましては、果して立会検査がどの程度されたか、総領事の報告ではやつておつた、こういう報告が実は来ておるのであります。もつと計数

めに、又各国も余りに米を買い過ぎたこと等によりまして世界市場に影響がありまして、誠に申訳がない次第であります。本年からは非常に買入時期等について調整をいたしております。そのためにやはり商社の数が従前に多いというところにつきまして、我々としても何かこれを整理するという方式が必要なのであります。整理の方針をいたしまして、これは四十何社もある商社をどういう基準で整理するかという問題は、なか／＼これは現実問題として非常にむずかしい問題であります。結局簡単な方式というものはやはり実績主義ということになるのであります。その実績主義というものをよく分析いたしますと、或いは思惑のものもあつたり、いろいろのものがあつてありますけれども、実績のないものを指定するということになりまして、なかなか実はこれは困難な問題であります。食糧庁といたしましては、実は日本銀行等からの秘密の信用調査というものと実績というものと二つのデーターで各国別の商社の指定を実はやつたのであります。ビルマにつきましては、実は戦前から三井、三菱、日綿実業という三社がビルマの輸入を実はやつておつたのであります。三井、三菱解体後、その一部の人が作つた同じ系統の会社がやはりやつておるといふのが実は実態でありまして、そのほかにビルマを輸入した実績のあるものはないわけでありまして、そこで我々としてもこの商社の三社はずつと何年かやつておるものをそのまま認めておるのが実態であります。新らしく商社を多く入れるということは、現実問題としてどの商社をやるかということとは、

これが又非常にむずかしい問題でありまして、到底一々当局の指示はなかなかできない。ただその後におきまして、長く駐在いたしておられますために、ビルマ国政府等との折衝につきましても、殆んど外交官的な役割も実はいたしておるものであります。その間監督等が現地において行われない場合におきましては、いろいろ困つた問題が起るのであります。その点等につきまして、むしろ農林省といたしましては相当の数を殖やすというよりは、むしろ減らして行きたいという方向で進んでおるような次第であります。ただ今回のこの問題についての私法上の問題であります。これは経済問題であります。契約条件に違反したかどうかというこれは私法上の問題になつておるのであります。こういう問題につきましては、損害賠償の問題になつて、冷静にデーターを集めなければならぬ。そういう数字等の検討は今極力いたしておる次第であります。

○藤原道子君 これは要するに国民の生命に関する主食の問題でございますから、如何にしてよきものを入れるか、如何にして現実にある隘路を打開するか、弊害を除去するかというところに狙いがあるわけでございます。それから、商社を減らすから、殖やすからというようなことに私は別に口出しするわけではございませんけれども、現地へ行つて見まして、いろいろ聞いて見ますと、この際ほど長官が英断を以てお臨み頂かなければ非常な問題が起るんじゃないかというようなことを憂えますので、お伺いをしたようなわけでございます。殊にタイ方面におきまして、日本がお米の値段を吊上げるといふようなことで非常な問題が起つたように聞いて来ておるのでございますが、政府が米の輸入ができないならば、政府の公約を維持することができないから、幾ら高くてもいいから買付けろというような指令があつたとか、ないとかというようなことで非常に問題を提起していただいでございまして、現地においてもいろいろな社用族、公用族が、内地でやつておるような状況が展開されておるといふようなことで、余りいい印象を受けて来なかつた点もございまして、今後そうした監督につきましては遺憾なきを期して頂きたいということをお心から要望いたします。

それから今後検査を厳にするということになりまして、不良米があつたというような場合にその責任はどうなるのでございませうか。商社から損害を、まあ商取引で買付けたわけでございますから、これを主食に使用することは禁止になるのでございませうが、国内のこととございませうから、併しその禁止になつた品物は一体どうするか、それから、これから得た損害は一体どこが負担するかという点について私は納得の行くように御説明を願いたい。

○政府委員(東郷四郎君) ビルマと日本との米の売買契約条件はつきり実はいたしておるのであります。遺憾ながら黄変という色合なり、質の問題についてのビルマ政府の認識をまだ得られないというところがございます。従いまして赤米が入つておりますとか、砕米が入つておりますとか、穀が入つておるといふことにつきましては、規格がはつきりきまつておりますし、食糧庁にも契約します場合に必ず見本をとつて、見本と現物と照し合せるわけでありまして、その点につきましては商社に損害賠償を要求しております。昨年中に一千数百万円の損害賠償を要求いたしました。これは徴収いたしております。遺憾ながらこのビルマの黄変米につきましては、ビルマの規格にこれが合わないわけでありまして、昨年来実はたび／＼総領事館のほうからビルマ政府等のほうに話をしておるのであります。これを公正検定局の規格に入れてくれないか、と申しますのは、セイロンとか、インドとか、インドネシア方面にもビルマ米がどん／＼行くのであります。こういう黄変といつて文句を言つた国は一つもないわけでありまして、日本も実は一昨年初めて黄変のうちに有毒なものがあるといふことを発見したわけでありまして、そういうことで絶えず向うに言つておるのであります。今まで規格がなかつた、従いまして、これを買います場合に食糧庁からビルマ政府にクレイムを付けるわけには行かない。そういうものを買入れることをできるだけ防止するようにはかた方法がなかつたわけでありまして、今更／＼問題が起りましてから、外務省を通じて相当向うにデーターを出してやつております。どうしてこれを識別するか、又どういふ影響があつたかという点について相当資料をくれといふことを言つて来ておりますので、今盛んにそういうものを集めまして、こういうものを規格に載せてもらふように折衝しておるのであります。これが規格に載りますと、これはクレイムの条件になる、こういうことであります。そこでビルマ政府に対するクレイムは遺憾ながら付くわけには行かないのでございますが、今度は商社が食糧庁の問題になつて参りますと、委託条件というものがあつたりします。一割を検査をしてはつきりします。そういうことになつております。そのときの委託条件について、こういう米を入れたことについて故意又は重大な過失があつたか、たか、こういう事実の判定になつて参ります。そこで勿論これはないと思ひますけれども、重大な過失があつたかどうかといふことは、現物を引取る場合に、現物を商社は立会つて見ておるわけでありまして、それがあつたかどうかといふことは、これは数字的な点になつて参ります。その点を詳細にデーターをとつておきます。重大な過失がありますとこれは損害賠償になります。契約不履行といふ意味で解消をしてもいいということに、商社の指定を取消してもいいということになつております。その点は非常に重大な問題でありますので相当数字的な検討をいたしておるのであります。従いまして、今今ところ、これは総合配給用の食糧としては不適格な米になりまして、遺憾ながらそれは配給はできない、従いまして、この用途をいたしまして、味噌用とか、蒸溜酒用、工業アルコール用、この三つになるのでござい

ます。今までの調査の結果はそれほどひどい米ではないので、まあ味噌用になるんじゃないか。味噌用といふことになりまして、これはもう大きな損耗を来たしはしないのであります。工業アルコール用になると、不良品でありますのでこれは半値ぐらいであります。いつか他の委員会で、二億七千九百万円ということをお申上げましたのは、工

業アルコール用に仮に売ればという前提でございます。若し商社からも、それほどひどくはない、重大な過失がないといつて損害賠償がとれませんか場合におきましては、通常の我がややつております売買の事故品と同じような意味において、それだけは食糧特別会計の損失ということになりまして、損益計算書というものを毎国会に報告いたしております。その損益計算上の赤字、黒という問題の中の一線になるのではありません。その点は誠に遺憾といふ点でございます。

○藤原道子君 今日までいろいろ損害があつたと思ひますが、どのくらい損害として決定されて商社からおとなりなつたか。それから商社からとれない場合に損益金として計算された金額はどのくらいになつておるか。それから今まで商社の取扱の点に遺憾の点があつたという点で、商社に対して何らかの処置をおとりになつたことがありであるかどうか、こういう点についてちよつと伺いたい。

○政府委員(東畑四郎君) この米はまだ実は全然処分をいたしておりません。まだ倉庫に……

○藤原道子君 いえ、従来のものです。今までもこういうことがあつたのです。今までもこういふことがあつたのです。なかつたのです。

○政府委員(東畑四郎君) 過去一年間に、ビルマにつきましてグレインを付けた金額が千六百三十万円でございす。これは黄変米では実はございす。契約条件に従つて米が来なかつたり、非常に碎米の混入率が多かつたり、或いは虫食いがあつたといふことで、食糧庁から商社にクレームを付けてまして徴収いたしましたものは千六百

三十万円でございす。それから従来黄変米は実は来ておりまして、一昨年の暮に初めて実は発見されたのであります。それ以後黄変米が来ておりまして、これはちよつとその量は私記憶をいたしておりませんが、工業アルコール用に売つておりまして、そのときはこれはやはり今まで説明いたしたように、重大な過失があるといふことはどうしても言えないことでありまして、それだけ国損を来たした、国損と申しますか、食糧特別会計の赤字という形で計上をされておる、これは昨年の例であります。その量はちよつと覚えておりません。

○藤原道子君 金額はわかりません。○政府委員(東畑四郎君) 金額の単価が五万一千三百円で売るべかりしものを三万四千五百円で売つておる。ですから約二万一千五百円程度のトーンあたりの損失になつております。

○藤原道子君 そうするとどのくらいの石数ですか。

○政府委員(東畑四郎君) 今回仮にこの例を一万二千トンであるとして申上げると、二億七千万円の損といふことを申上げておるのであります。これは工業アルコールの例であります。最悪の場合を言つておる、こういうふうな御了承をお願いしたいと思います。

○藤原道子君 それから伺ひたいんですが、従来占領下において輸入された食糧において相当死亡等も出ておる例もあるやうでございすが、そういう場合には、政府はこれに對してどういふ処置をとられたか、占領下であつたから仕方がないといふので全部泣き寝入りになつて来ておるのでござい

しやうか。それから死亡等のあつた場合の手当に對してはどういふことをされて来たか。

○政府委員(東畑四郎君) 米で死亡されたことは実は記憶いたしておらないのであります。

○藤原道子君 占領下にアメリカさんからもらった大豆粉ですか。

○政府委員(東畑四郎君) ちよつと調べませんと私わかりません。

○委員(藤原義治君) それは厚生省のほうかやるのじやないか。

○政府委員(楠本正康君) 従来私どもの調査におきましては、ビルマ豆によりまして四名、脱脂大豆粉によりまして一名の死者が出ておりますが、これらに對しましては、厚生省といたしましては何ら措置をいたしておりません。

○藤原道子君 責任はどになつたのですか、厚生省といたしましては何ら処置をいたしておりませんといふことになる、どこに責任があるのですか、責任はどにあるのですか。

○政府委員(楠本正康君) このビルマ豆によりまして四名の死者が出たわけでありまして、これはその当時占領軍が輸入いたしまして主食代替に配給をいたした品物であります。ところが輸入したものが占領軍でありまして、たまたま、その責任を触れることは極めて困難であります。併しながら元来ビルマ豆は有毒の豆として有名な豆でありますので、これらの責任につきましては、農林省並びに厚生省からも現地に出張いたしまして調べてみたのであります。この配給等の経路に關します責任が必ずしも判明せずそのままになつてしまつたわけでありまして、併

しながら、その結果につきましては、当時の占領軍に重大な申入をいたしまして、その結果爾後はいかなるものもは一切輸入いたされておらんのであります。

○藤原道子君 私はその処置はおとりになつたことは承知いたしておりますが、こうして政府が責任を以て配給したものを、何千名という中毒を起した、而もその中でたとえ四名にしても、五名にしろ死亡した場合は政府の責任はどうなるか、どういふふうな処置されたかといふことを今伺ひたいのです。結局食糧衛生法ができてても、それは法律だけであつて、死んだ場合には何にもおらんじや、これは国民としてはたまつたものではな。我々は何のために法案を審議するかといふことになりましたから、どういふ処置をされたかといふことを私は聞いておるのです。今後もし万が一こういうことがあつた場合はどうされるか。

○政府委員(東畑四郎君) 農林關係におきまして、先ほど厚生省のかたが申されましたように、実は当時の進駐軍の配給された割当てのものであります。その間の調査をしたのですが、それは責任が農林當局か、厚生省かはつきりしなかつたといふことになつておるやうであります。その間についての行政処分はいたさなかつたわけでありまして、亡くなつたかたにつきましては国家賠償をやつていないわけでありす。

○藤原道子君 私はその責任をまあ明らかにして頂かなければ、今後国民生活の上において誠に不安でありますので、その点を明らかにしたいと、こう思つて御質問を申上げるわけでありま

す。それから他に法案もたくさんございすので、私非常に不満足であります。したが、ただ一点食糧庁長官にお伺ひしたいことは、黄変米等の輸入があつた場合、ただ現地からの報告だけでは私は納得いたしかねるのです。現地に行つて諸種の状況を見聞して来ておるだけに私は納得がいたしかねますので、農林省といたしましては、本當に責任ある人を現地に派遣して、そうして十分調査されて、今後かかることのないやうに、そうして又それが可能であるか、不可能であるかといふことまで徹底的に御調査になつて、今後の対策をお立てになる意思ありやなしやといふ点をお伺ひしたい。

それからいま一つは、商社等のあり方につきましては、まだ私は御質問申上げたい点が多々あるのでございす。これは後日に譲りまして、何かの機会にもつと納得の行くまで私は御答弁を頂きたい、こう思ひます。ただ今度の問題は将来に影響のある問題でございすから、食糧庁長官は、この点に對して、ただ現地からの報告だけを以て処置されて十分であるとお考えか、私としては現地に直ちに人を派して今後の輸入等にも支障なきやう、而も万全を期する用意があるかどうかといふことをお伺ひしたい。それから今これは厚生省へお伺ひしたいのです。これは厚生省へ左右する問題でございすが、事は人命を左右する問題でございす。故に、どうも輸入等について非常に不安でたまらないんです。この輸入の検査官といふものは今幾人くらいでこれをやつておるか。八千五百万の生命を預かる食糧の輸入の検査、これについては幾人くらいの人々がこれに當つてゐるか、そうして現状の人員で十

分であるとお考えであるかどうか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(楠本正康君) 現在各主要港に抜取検査その他に従事いたします厚生省の職員が十三名配置いたしました。なおこれら抜取りました食糧を衛生的な検査をいたします職員といたしまして二十五名、これは研究機関に配置してございます。

○藤原道子君 二十五名、それで十分でございますかと聞いています。太鼓判を押していただけますか。

○政府委員(楠本正康君) 何分にも輸入食糧が極めて多岐に互り、件数が多く、而も数量が多いために、必ずしも十分な検査ができるということを責任を持つてお答えはできませんが、併しながら勿論理想から申しますれば、全品検査が一番合理的なわけでありまして、けれども、これを実施いたしますためには膨大な職員等を要する関係で、現在には満足ながらこれら与えられた職員の範囲におきまして、昼夜を分たず努力いたしている次第でございます。

○藤原道子君 責任を持つて言えないがとおっしゃいます、不満足だというならば、満足な程度の人員を要求されておるかどうか、そのままで不満足ながらもやつておるか、要求されたけれども削られたのか、その点お聞きしたい。はつきりして下さい。

○政府委員(楠本正康君) 私どももいたしましては、先ほど申しましたように、全品検査が最も責任を持てる理想的な方法でありますので、これらが可能なる職員を従来たび／＼要求いたしておりますが、国家財政の関係等もありまして未だその域に達しておらんわけであります。

○藤原道子君 何名くらい要求されて削られたんですか。

○政府委員(楠本正康君) 二十八年度予算におきましては九十五名を要求いたしました。

○藤原道子君 これは予算どのくらいなんですか、九十五名で……。

○政府委員(楠本正康君) 約三千万円の要求をいたしました。

○政府委員(東畑四郎君) 今後の問題が重要でございますので、いろいろ部内でも検討いたしましたのであります。結論は最も安全をとるのは、雨期前にこれを買入以外にないのであります。雨期前に買入いたしましたビルマ米につきましては、未だ曾つてこういう事故を起したことはございません。問題は穀に湿気があるということが原因のようでありまして、従いまして目下ビルマ政府と……折衝いたしておりますが、今年は相当量をもうすで一月以後割当を受けたが、更に追加を願ひまして、成るだけ事前これを買入、それをこちらへ持つて来るということになりますと、恐らくこういう問題は全然ないだろう、こういうように実は確信をいたしております。今回の事件等につきましては、私のほうは絶えず実は現地課長その他の責任者を派遣いたしておるものであります。ビルマ等にも昨年二回ずつ派遣いたしております。そのときにこういう問題があることは実は気が付かなかつたのであります。今回につきましては、実は年度末でもありますので、派遣するかどうかということをお伺い／＼検討したのであります。先ず相当これは民事上の問題でありますので、データーを相当持つて行きまして、と、ただ徒らに持つて行きまして

も過去のことでありますので、はつきり確信を掴めないというので、相当今データーを集めていただきますが、或る程度の確信を掴んでやつたほうが、より能率的じゃないかということ、いろいろ資料を集め得るものを外務省を通したり、現地で報告を求めたりして実はおるわけでありまして。或る程度の不明な点がありまして場合には、これは責任者を現地へ派遣したい、こういうふうには考えております。

○藤原道子君 将来現地へ食品科学者と言いますか、試験、そういうものに堪能なる士を現地に駐在せしめ、或いは積込みの時期にそういう人を派遣されたいというふうなお考えはありますか。

○政府委員(東畑四郎君) これは総領事館におるわけでありまして、農林省としては実は誰もないわけでありまして、仮に危険等起る時期に米を買いたいというふうな場合には、今後は我々持つております検査官を出張させて立会わしてはどうか、こういう実は案を持つております。更にもう一歩進んで総領事館のほうへ常駐駐在させることが好ましいのであります。これは事外務省との問題でありまして、まだ予算化してないような次第であります。

○藤原道子君 余り時間をとつても、法案がたかさんでございまして、今後私は十分遺憾なきを期して頂きたいということを強く／＼要望いたしまして、私の質問は今日はこの問題については終了です。

○一松定吉君 私は厚生省、農林省をいじめるという意味でなくて質問したいが、そのつもりで願いたい。この今

手えられた「輸入食品の全品検査制度の必要性について」という厚生省のもの、これによつて見ると、その八頁に、「輸入食品に対する検査実施状況と事故及び不良品発見状況対照表」というのがある。これによつて見ると、キューバ糖とビルマの豆と、ビルマ米とタイ米と台湾糖とイタリヤ米と沖縄の黒砂糖、これだけのものはよくわかるが、ほかの不良食品であつたその生産地がどこだということではわからないのです。それを一つ一つと明らかに話してもらいたい。一番初めのキューバ糖に対して、「だに」というものがあつて、それが不良食品であるということとはわかる。その次にビルマの豆、これで患者が一千人できたということもわかる。死亡者が四人ある。それから今度は十頁の所に行つて、ビルマ米、タイ米、台湾糖等について患者のあつたことはこれでわかるが、その以外の輸入食糧がどこのものであるかということとはわからないのだね。この下に秋田とか、千葉とか、埼玉とか、山形とか書いてあるが、それが生産地ですか、これは下に括弧して兵庫とか、大阪とか、神奈川とか、栃木とか書いてあるのは、発見した場所若しくは死亡者、患者のあつた土地の名前じゃないかね。

○政府委員(楠本正康君) わかる範囲についてお答えを申し上げます。その資料にございまして第三番目のビルマ豆の次に書いてあります神奈川県で事故を起したものは、アメリカから来たもので、その次の小麦粉はこれはカナダ産のものでございます。その頁はすべてその後つとアメリカになつております。次の頁の最初の二件はアメリカで

ございまして、以後生産地の書いてありませんものは、これはいずれも脱脂粉乳であります。これはアメリカ、カナダ及びオランダ、デンマーク等の脱脂粉乳であります。

○一松定吉君 わかりました。そうすると、アメリカが非常に多いようだが、今まであなたがたの説明では、主としてビルマのほうに検査員の若い法学生を派遣しておるといふことをお話になつたが、アメリカのほうはどうなつておるか、検査の仕方は……。

○政府委員(楠本正康君) 只今御指摘の点は、アメリカその他各国から入りますものは多くは主食でございます。従いましてその数量等は極めて微たるものであります。昭和二十七年中の成績を申し上げますと、輸入せられた総量が四百四十万トンであります。そのうち三百三十万トンは主食で占めておる関係を見て明らかであります。従いまして、これらのものは主食でない関係で、主として今後は商取引において行われるものと考えております。

○一松定吉君 私の尋ねるのは、こういうふうなアメリカの生産品が不良食糧であつたということについて、アメリカには何か検査員が派遣されておるかとお聞きです。

○政府委員(楠本正康君) 派遣されておられません。

○一松定吉君 派遣されてない、そうすると、今後アメリカから輸入するものはやはり検査も何もしないで、すぐに我が日本の港に入つて来るんかね。

○政府委員(楠本正康君) 従来の法律の建前から申し上げますと、たとえ不良品でありましても、輸入そのものはで

きること相成つておりました。そこで今回ここで法律の改正を考えまして、不良品は一切国内に輸入することができないようにしたいというわけでありました。

○一松定吉君 そういふことじやないの、不良品であるかいかを調べる検査員がおるかというのです。検査員がいなければ不良品であるかいかわからないじやないですか。僕の尋ねること直接に答えてもらえばいいのだ。

○政府委員(楠本正康君) 日本側からアメリカ側に検査員を出しております。

○一松定吉君 そうすると、不良品であるかいかという事は、日本に輸入される時に日本で検査するんだね。

○政府委員(楠本正康君) そうでございます。

○一松定吉君 日本で検査して、これは不良品であるということになつて来ると、どういふ処置をとるのです、そこで……

○政府委員(楠本正康君) 不良品は輸入ができないわけでありまして、併しながら実際問題としていいますと、衛生検査は通関手続と同時に手続されまして関係で、すでに国内に陸揚げされておるものであります関係で、これらのものはその後検査の結果に基きまして、廃棄すべきものは廃棄する、他に転用すべきものは他に転用するという処分をいたすわけでありまして。

○一松定吉君 そういたしますと、日本に輸入したものを廃棄するものは廃棄し、転用するものは転用するとなると、その輸入したものの代金はどうか。

○政府委員(楠本正康君) これは一般貿易商取引でありまして、その責任は貿易業者が負うことに相成ります。

○一松定吉君 不良食品であるかどうかというこの検査は非常にむずかしいといふことが今手えられたこの書冊の第六頁にこのことが明らかに書いてあるね。輸入食品の検査については一部抜取りの検査がある。だからして今のままでは必要の検査ができないのだ。今藤原さんのお尋ねのように、人は足りない、予算はない、だからして検査は僅かに一割程度の検査よりほかでせん。そうすると、九割というものは検査されないのだ、その検査されないものが国内に配給されて、それによつて患者ができるというよりなことに……

○政府委員(楠本正康君) 御指摘のやうに全品検査を実施せずに抜取検査をやつておられます関係で、場合によりまして、さういふ検査漏れで而も不良の食品が国内に流通する危険性はなしといひません。併しながら法律によりまして不良食品が輸入できないという規定を明らかにいたしまして、輸入業者は買付の際に十分注意をいたしまして、又その責任を負うことになりまして、今後はその点でも不良食品の輸入は著しく減少するものと考えております。

○一松定吉君 それは君の言うことは、商売人が神様のような立派な聖人ならそれでもいい。ところがこういうことによつて不正な利益を得ようとか何とかというやうなことになる、と、僅かに一割の、一部分の検査よりできないといふと、あとの九九％といふものは検査できない、或いは九九％は検査せんといふことになる。それがどん／＼輸入されて来るということになる、といふことは理窟ではないのだから、このあたりの資料によりまして、食品は一割程度の検査をするだけであつて、あとは何らの検査を受けないのだと書いてある。何らの検査も受けないのだ、そして消費者の手に渡されている実情であるから、安全性を保証し得るのは極めて狭い範囲に限られるのであるといふことを知らねばならん。これでは僕は甚だどうも不都合だと思ふが、これについてどういふ処置を将来考えるかと聞くのだよ。

○政府委員(楠本正康君) この点は先ほど申し上げましたように、全品検査を最も安全な基本的なものとして、今後予算の許す範囲内におきまして速かに全品検査制度を実施したいと考えております。

○一松定吉君 予算の許す範囲といふと、予算を僅かに何千万円ぐらいの要求をして、こんなことはできやしません。本当にこれをやるならば、政府の当路者に十分に、食糧品の検査は人命に影響するところ大きいといふことを、厚生大臣からでも閣議で他の閣僚諸君に説いて、そしてあらかじめ大蔵省に予算編成のときに働きかけて、できるだけのことをしなければいけません。八千五百万人といふ人間の生命に影響することだからね、その点についてそれだけの決心があるかないか、もつと有力な伴食大臣でない者が出て、そして閣議でどん／＼やつて予算を取らなければいけません。それについてはどうかね。

○政府委員(楠本正康君) 御指摘の通りであります。今後できるだけ努力をいたしまして、速かに全品検査制度が実施できる段階に至りたいと考えております。

○一松定吉君 非常に不満だが、そういうふうなことは各大臣を君方が皆奮励してやらなければいけません。この表によると、一万一千七百五十三人というものが患者なんだ、そのうちで死んだ者は僅かにビルマの豆で四人というだけだが、あとは皆どの程度の病気をしたか知らんが、大変な問題だが、殊に今藤原さんの言われたやうな、現地に出張して検査に当る人が酒食の饗応を受けたら、或いは利益の誘導なんかを受けて、そして……

を、まさかやるとは思わんけれども、併し今政府当局のお話のように、長く滞在しておれば顔見知りになり、悪意になる、一ぱい飲もうじやないか、食おうじやないかといふことが……

とは、これはある人情だ、けれども若い法學士をただやつておるだけじゃ、君駄目だよ。法學士といふのは法律のことはわかるかも知れないけれども、こういうやうな特別な輸入食品についての完全なる知識、技能、経験といふものはないのだらう。それにただ法學士をやつておるだけでは、重大な過失はありませんといふことでは本當に職責を全うしたとは思へないのだが、これについて一つ農林当局はどういう態度を以て将来これを善処しようと思つておられますか。

○政府委員(東畑四郎君) 現在統制いたしておりますのは実は主食だけでございまして。食品衛生法のうちの、食糧庁で統制しておるのは範圍が主食といふふうに限定をいたしておるのであり

ます。率直に申しまして、ビルマの雨期を控えて、その米を買つて、それがかびを、十六万トンの米にかびを発見するわけでありまして、率直に申し上げますと、一人や二人の検査官を置きまして、これをどう防止するかといふことは実は不可能じやないかと考えます。これは要するに雨期のときに一切買わないといふことが一番安全な方法であります。ビルマとタイでありまして、ほかの国の主食につきましては、まだどういふむずかしい微菌の問題はありませんので、ビルマ、タイあたりの雨期を控えた米を買いますといふことは非常に危険なことでありまして。本年は少くとも雨期前に成るべく米を買おうといふので、これは外貨予算の配分の問題等その他にも関係して来るのであります。そういふようにするものが最も安全である。今急に一人や二人の検査官を派遣いたしましたも、絶対に黄変米が来ないかといふ、こういうことにつきまして、責任を以て私は答弁をする自信はございません。ただ監督その他につきまして万全を期するといふことは当然でありますので、人の交代、臨時にさういふ人を、有能な人を派遣するといふことにつきましてはなお努力をいたしたい、こういうふうな考えをしております。

○一松定吉君 まあだん／＼御注意になつて頂かなければならんと思つて、ですが、法學士を一人やつておるのだから、それでいいのですといふ考えは改めて、今あなたの言うやうに、本當にさういふ検査の知識技能のあるやうな人をどん／＼やるということが一つ。それから人を派遣するについては、先立つものは金だ、金は予算だ、予算を

とるについては、十分にそういうことを関係関係に認識されておればとれますよ。そういう場合に一つ働いて頂きたいというのを特別にお願いするのと同じに、主食のことがあなたのおつしやるのだから、あなたの監督しておる所轄は主食であるが、これではとても、主食ばかりでなく、随分いろいろな食糧についてたくさんのお客が出ておるのだから、それは主食以外の他の方面の輸入に關係ある通商省ですか、或いは外務省ですか、そういうような方面とも緊密な連絡をとつて、やはり主食に關する検査と同じような方法によつて日本に輸入して、日本人にそういう病氣にかからせないようにしなければいけません。余り細かいことは言いませんから、どうぞ一つお願いです。それから、将来そういうようなことを十分分る諸君に認識されて、殊にあなたのほうの農林大臣や、厚生省の厚生大臣に、こういうような重大なことがあつて、これは大変だというふうなことを認識されて、そうして閣議でも主張させ、予算でもあなたが十分下働きをしてたくさんとる、こういうふうなことに金を使うのは国民はみんな反対する者はないのだから、こういうようなことをし、そうして十分に一つ検査をやつて、将来再びこういうような被害の起らないように一つ御留意を賜わりたいということだけを私はお願いしまして質問を終わります。

○藤原道子君 どうもアメリカから来たもので、随分たんと患者が出ていて、患者が中毒しても何ら補償されないで、やりつ放し、損をしつ放しになつておる。これに対して相当何か手を打っているのですか。それから今一松

さんが質問されましたように、僅かな予算もとれないで、従つて検査も万全を期することができないというふうなことは、どうも心配です。この法律……大蔵省を呼んで下さい。どの程度に交渉して取れたんだか知らないけれども、僅かな金を節約して随分大きな金を使つておるのですよ。随所にどうも、今の政府が予算がない、予算がないと言つて、国民生活に直結した面の予算を削つて、やれ警察だとか、保安隊だとかと言つて、その方面にべらけに金を出しておる。ことごとくに私は納得できないのです。

○委員長(藤原道子君) ちよつとお話ありますが、今厚生大臣が見えておりますが、厚生大臣に対して御質問ありますか、これについて……

○一松定吉君 厚生大臣見えていないので

○委員長(藤原道子君) 今見えたので

○一松定吉君 それじゃ一つ厚生大臣に聞きましょう。今厚生大臣のお見えにならぬ前に、厚生省当局、農林省当局にむしる私はこれを攻撃するといふことより、希望を述べておきますが、あなたのほうからこしらえられた、今議員に配付せられたこの「輸入食品の全品検査制度の必要性について」というこの冊子の中に、八頁を御覧になると、昭和二十年の八月から昭和二十六年の八月六日までにおける外国から輸入した食品に対する検査の実情と、それと、不良食品であつたがために、それが我が国民に及ぼした影響、死人ができたとか、病人ができたといふようなこと、それでその輸入した食品の生産地がアメリカとか、或いはビ

ルマとか、キューバとか、或いはタイというふうな所であるということが詳しくこの表に出ていますね。これによつて見ると、どうも大変な国民に対して被害を及ぼすのであるが、その原因は何かというところ、その冊子の六頁を御覧下さいとわかる。六頁のところ、ただこの検査は極く一小部分であつて、この検査制度は必要件数の一割程度より検査ができない。だからしてこれを検査しようと思つては、相当の人数を配置して、相当の人数をとらなければ検査ができないものだ、今現在では大部分の輸入食品は殆んど検査を受けない、そして検査を受けない消費者の手に渡されておるのが只今の実情だと書いてある。だからして、こういう点については将来検査制度を確立して、そのようなことのないようにしなければならぬといふことが、その六頁並びに七頁、七頁には輸入食品の検査を完全にやれば国家のためにこういう利益があるといふて、一、二、三と挙げてある。こういうふうな重要な政策であつたのだから、将来はこれらのことを十分に御認識の上、閣議等でこれを各閣僚に十分に存心させて、大蔵省に対してもこれが必要であるといふことを十分に認識させて、この食品の検査に必要なる予算を思ふ存分におとりになつて、再びこういうことのないように一つして頂きたいという希望を私は述べた。だからそれに対する当の責任者である厚生大臣であるあなたから、詳細の一つお考えを承りたい。

○國務大臣(山縣勝見君) 只今一松委員からのお話がございます。そういうふうな輸入食品についての遺憾の点がございましたので、今回の改正

は先ず以て衛生上有害なものの輸入をいたさんようにいたすこと、又特に主食等については重点的にそれをしていたす、なお又万が一のような輸入された食品につきましては、これは行政処分を行つたといふのが趣意であります。ただ予算的に、例えば人が足りないとか、或いは全品検査ができないとかいふ点において遺憾の点があるであらうから、今後閣議においてそれらの点について關係の閣僚の注意を喚起して万全を期するといふお話でございました。

これはもう私も全く同感であります。今回は九百九十九の予算でありますから、或いは仰せのようにならぬに万全を期したいかも知れませんが、今後は、今後それらの点につきましては、できるだけ閣議等においても、私は從來でもして参つたので、今回この法律の改正案を提案いたしましたように、これに相成つておりますが、予算的にも今後とも十分にその点留意いたして参りたいと考えております。

○一松定吉君 輸入食品に対する検査が十分であるといふようなことを痛感して今度の法案を出したになつたといふことについては、厚生大臣のその御辛勞には感謝いたします。が、今あなたがお話になつたようなことを一つ十分に閣議に認識せしめて、特に大蔵省の關係者に認識せしめて、何百万円だとか、何千万円だとか、何億でもいいですから、八千五百万人の生命に影響する仕事ですから、十分に予算をお取りになるといふことを特別にお願いしますが、農林省のほうでは向うに、輸入食品についての検査官は、これはビルマの話ですが、ただ僅かに若い法學士が一人行つておるといふよう

な話を今聞いて驚いたのです。少くともこういうふうなものを現地で検査するについては、相當の學識経験のある人を派遣する、よほど志操が堅実であつて、輸入商人等のために良心を麻痺させるような行動に會つても、これに麻痺されなくて、本心に正々堂々と任務を遂行することのできるような人を向うに派遣して、検査等に万端漏れなきを期したいといふことを私も希望しておきましたし、これらのことは農林大臣とも十分に一つお打合せの上、余り長く捨ておくと、溜り水には溜りふらが湧きますから、やはり適當なときになつて、そうしてそういうことのないように検査に万全を期せられるようにお願いいたしておきました、あなたの将来一層の御活躍を希望申し上げます。質問を終わります。

○委員長(藤原道子君) この問題につきましては今日はこの程度にしておきたいと思つて、又次回に就いて頂きます。次の日程に移りたいと思つてますが、御異議ございませんか。

○委員長(藤原道子君) それでは日雇労働者健康保険法案並びに未帰還者留守家族等援護法の施行等に関する法律案の提案理由をお願いいたします。

○國務大臣(山縣勝見君) 只今上程いたしました日雇労働者健康保険法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

健康保険制度が広く一般被用者を対象としてゐるものであり、全被用者が本制度を享受すべきことは申すまでもないところでありますので、政府といたしましては、昨年以来鋭意調査検討を重ね

て、

てまいりました結果、別途提案いたしてあります健康保険法の一部改正法律案により、その適用範囲を拡張いたしますと共に、各方面の要望に應え、今回ここに日雇労働者健康保険法案を提案申上げた次第であります。本制度を健康保険法と別個の制度といたしたものは、日雇労働者の就労の実態に照し、健康保険の制度と同一の運営を図ることが困難であると考へたからであります。

次に法案の要点について申し上げますと、第一に、適用の対象といたしましては、先ず健康保険の適用事業所に使用される日雇労働者を被保険者として健康保険との制度的均衡を図ると共に、失業対策事業又は公共事業に就労する者を被保険者として日雇労働者の生活実態に即するよう配慮いたしました。

第二に、保険給付につきましては、保険料負担の限度を考慮いたしまして被保険者及び被扶養者に対し、健康保険に準じて療養の給付及び家族療養費を支給することとし、その期間は三ヵ月といたしました。なお、疾病にかかり又は負傷した日の属する月の前二ヵ月間に通算して二十八日分以上の保険料が納付されていることを受給要件として、日雇労働者の就労の実態と日雇労働者に対する失業保険との制度的バランスを考慮することといたしております。

第三に、保険料につきましては、日雇労働者に対する失業保険の方法を取入れ、一級と二級とに区分して、事業主に用紙を以て納付させることといたしましたのであります。

申上げましたが、本制度は取りあえず健康保険の最も主体をなす療養の給付及び家族療養費を内容として制度の発足を企図いたしましたわけでありまして、なお、将来保険運営の実態に應じ、諸種の条件の具備を待つて、漸次その充実を図りたいと存する次第であります。

以上を以て提案の理由を御説明申し上げますが、何とぞ御審議の上速かに御決定あらんことを切望いたします。

次に、只今議題となりました未帰還者留守家族等援護法の施行等に関する法律の提案理由について、御説明申し上げます。

未帰還者留守家族等の援護につきましては、従来ともその万全を期していただいておりますが、このたびこれらの措置を更に強化するため、別途未帰還者留守家族等援護法を提案いたした次第であります。これに伴い同法の施行に關連する経過措置その他所要の措置をとる必要があり、又戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護と恩給法による恩給との間にも同様の措置をとる必要があり、この法律は、これらの諸措置を定めたものでありまして、その大要は次のとおりでございます。

第一に、未復員者給与方法、特別未帰還者給与方法の廃止及び未帰還政府職員に対する給与の支給を止めたのに伴い、従前これらの制度によつて俸給等の支払を受けていた者が、新たに立案されました未帰還者留守家族等援護法により留守家族手当の支給が受けられない場合、或いはその額がこの法律施行の際、従前受けていた額より少い場合において、従前の実績を保障いたしましたこととあります。

第二に、軍人恩給の復活に伴いまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び未帰還者留守家族等援護法に基く諸援護の措置と恩給法に基く恩給との間に、支給対象の重複等が生じますので、その間の調整を図り、これらの諸制度相互の間に齟齬間隙が生ずることのないよう措置いたしましたこととあります。

その他未帰還者留守家族等援護法の制定、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正等に伴う関係法律の整理、その他二、三の点につき併せて所要の措置をとつたのであります。

以上提案理由につきまして、御説明申し上げましたが、何とぞ慎重に御審議の上、速かに議決あらんことを切望する次第であります。

○委員(藤森眞治君) 本二案につきましての質疑は次回にいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○委員(藤森眞治君) では次に麻薬取締法案並びに大麻取締法の一部を改正する法律案の御質疑を願ひます。

○谷口三郎君 それでは一つ、二つお伺ひしてみたいと思ひますが、この家庭麻薬のほうは、これまでと今度の改正に希望されておる点かどの程度まで違ひのございましょうか。先ずそれから……

○政府委員(慶松一郎君) 家庭麻薬とここで定めておりますものは、暖止めその他に使ひますところのロコデイン或いはジヒドロコデインなどを含む麻薬のこととでございます。従来家庭麻薬は、只今申しました麻薬を千分の二以下含んだものというにしておつた

のございしますが、今回はこれを千分の十まで許すことにいたしましたのでございます。なお更にその取扱ひをいたしましては、従来の家庭麻薬は、これを販売いたしますにも許可が要り、免許を必要とし、又それを販売いたしましたり、或いは譲渡いたしましたりする際には、ほかの麻薬と同じような手続を必要といたしまして、且つこれを帳簿等に記載する等のことを要したのであります。従ひまして、この取扱ひをいたしまして、家庭麻薬の製造業者或いは家庭麻薬の小売業者というものの免許を与えておつたのでございますが、今回はこれを全部略しまして、ただ作る際だけに免許を必要とすることにいたしましたのでございます。そうしてできました品

は、これはもはや自由に販売、授与、譲渡等ができるようにいたしましたのであります。従ひましてこれらは記帳の必要もなければ、又買入のに素人が行つても、簡単に買ひ得ると、こういうふうになつた次第でございます。

○谷口三郎君 只今の御説明によりますと、コデインとか、或いはその製剤がこれまで千分の二入つておつたのが、今度からは千分の十というふうな分量になりますと、従来でもコデインにはコデインスミスみたいな中毒症状がかなり起るのでありますからして、これを十倍にしたものを制限なしに皆に飲ませるといふことは、これはかなり危険なことと、この点は非常に危くないかと思ひますが、如何ですか。

○政府委員(慶松一郎君) 実は現行の麻薬取締法ができません際、そのように厳重になりましたので、過去昭和二十三年に現行の麻薬法ができました以前に

おきましては、やはり千分の十までは全然自由に許されておつたのでございします。なおコデイン及びジヒドロコデインにつきましては、これは國際的にもそういうふうな扱いをいたしてありますので、従ひましてそういう意味から今回認めたのでございします。なおこのコデインの入りました製剤の或る種のもの、少し入りしましたものは普通薬になつております。普通薬になつております量はどれくらいかと申し上げますと、一つの製剤の中に〇・〇一五グラム、即ち一グラムの中に千分の十五まではこれは普通薬になつておるのであります。従ひまして、それよりも少しきつとしたところまでを一般に使えるようにいたしました、こういう次第でございます。

○谷口三郎君 只今のコデインはほかのロイソンとか、その他に対して中毒の少いこと、並びに必ずしもその程度までは中毒せんことはよく存じておりますが、併しやはりコデインにもコデイン中毒というのがあるものであります。これは以前に千分の十或いは十五というところまで行つておつたから、もうその必要はないというのには非常に早過ぎる見解じやないかと思ひますが、如何ですか。

○政府委員(慶松一郎君) 実はこの麻薬取締法の対象にコデインをするかどうかといふことに問題があるのでございします。それはなぜかと申しますと、只今私が申しましたように、國際條約におきまして、コデインはそのほかの麻薬と違つた緩い扱いを受けておるといふ点から、この麻薬の取締の対象からその程度までは除きたい、こういうわけでございます。

○谷口弥三郎君 これはここのばかりにかかつておつても何ですが、コデインに対して、最近にコデインは中毒をせんというやうな何かデータか何かお聞きになつたことがありますか。

○政府委員(藤松一郎君) その点につきましては、私はむしろ谷口委員のほうがお詳しいかと存じますが、私も私どもが承知しております範囲におきましては、いわゆるコデイン中毒に対する報告は余り聞いておりません。但しアメリカに二、三のいわゆるコデイン・スマスの例の報告は私は承知いたしておりますが、最近それが無毒であるとか、そういうやうなことの報告は得ておりません。

○委員長(藤松一郎君) ちよつとお伺いしますが、この麻薬取扱業者がいろいろあるんですが、これが一つの業者がほかの業者も兼ねることができるといふことでございまして、例えば製剤業者であつて卸売業者である、そういうふうにも兼ねることができるといふのでございまして。

○政府委員(藤松一郎君) それは勿論できるのであります、殊に麻薬製造業者は製剤業者にもなり得ますし、又家庭麻薬の製造業者も兼ねることができるといふのでございまして。又別に免許を受ければ元卸売業者にもなり得るわけでもございまして、現状は、この製造業者と申しますものは、全国に四軒しかございせん。それから、あと元卸売業者というものは、これも極めて少い数でございまして、限定された地域にしかありません。例えば東京、大阪、その他一、二の都市にしかありません。そして、あとは地方に散在いたします卸売業者或いは更に小売業者、これは

まあ薬局でございしますが、そういうふうになつておりますので、大体兼ねますのは、これは製造業者が製剤業者を兼ねたり、或いは家庭麻薬の製造業者を兼ねたり、乃至は元卸売業者を兼ねるといふことで、あとは全く別々になるわけでもございまして。

○委員長(藤松一郎君) 麻薬元卸売業者といふものはこれは必要なんではないか。只今のお話のように数が少いといふと、製造業者から直接麻薬卸売業者或いは小売業者に売るといふことはできないのでございまして。

○政府委員(藤松一郎君) 従来はすべて元卸売業者なるものを通さなければならぬという制度でございまして、売れないやうな制度でございまして、従来と申しますか、現行法におきましては……併しそれは今回の法律におきましては、その点を変えまして、製造業者或いは製剤業者から地方の卸売業者に参りまして、それから小売業者に行くといふやうに、あえて元卸売業者を通さなくても配給し得ると、こういうやうな制度に変えたいと存する次第でございまして。

○委員長(藤松一郎君) それからもう一つお尋ねしますのは、第二條の十六ですが、その末段のほうの「但し、同一の都道府県の区域内にある二以上の病院」云々といふところでもござい

○政府委員(藤松一郎君) 勿論できるわけでもございまして。ただこれは一人の施用者でございまして、お医者さんです。お医者さんが二つの病院或いはそれ以上の病院を掛け持ち勤務しておられるかたがございまして、その

場合には両方で取らなくてもよろしい、どこか主なるほうで取りになればよろしい、こういうわけでもござい

○委員長(藤松一郎君) それではどちらか一方業務所としまつた所でつたものを一方で使つてもいい、又そこで保管をしてもいい、こういうことでございまして。

○政府委員(藤松一郎君) そういうわけでもございまして。

○委員長(藤松一郎君) それからもう一つ伺いますのは、この麻薬製造業者といふものと製剤業者といふものとは、これはどんなふうに違ひますか。

○政府委員(藤松一郎君) これはしばしば問題になるのでありますが、それで説明が定義の所に書いてあると思つてございまして、この第二條の七で、「麻薬製造業者」、「麻薬を製造すること」、「つまり「麻薬を精製すること」、及び麻薬に化学的変化を加えて他の麻薬にすることを含む」、この麻薬を製造することと申しますことの意味は、例えば阿片から直接モルヒネを取つたりすることが、本則的に申しますと製造でございまして。或いはコカの葉からコカインを取つたりするのがこれに製造、併しながらそれをやります際に、それを化学的に精製することともございまして、或いは又モルヒネからコデインに変えるといふやうなこともございまして。そういうことを製造と申しまして、製造といふことは、これはもう麻薬の制度が日本に始まりまして以来、日本で作つております業者といふものも極く少ししかござい

○政府委員(藤松一郎君) さやうでございまして、どこの国でも二軒とか、三軒ぐらゐしかやつておりません。製剤と申しますのは、これはどういふことかと申しますと、これもここに書いてございまして通り、ただほかの麻薬とはかの薬を混ぜまして、それが何とかが錠剤を作りましたり、或いは散剤を作つたり、或いは液剤を作つたりする、こういうことでござい

○委員長(藤松一郎君) 只今の錠剤を作るとかどうとかいふことになりまして、ここに「但し、調剤を除く」といふことを書いてございまして、これは調剤と少しちがひ合ひではないですか。

○政府委員(藤松一郎君) 調剤と申しますのは、このあとで「麻薬小売業者」といふのが十二にございまして、そこで、つまりお医者さんからの処方箋によりまして調剤するといふことが二條の十二にございまして。そのことを調剤といふのであります、つまり小売業者における調剤を除く、こういう意味でございまして。

○委員長(藤松一郎君) そうしますと、アンプルを作つたり何かするのものは製剤という部類に属するわけでもございまして。

○政府委員(藤松一郎君) さやうでございまして。

○委員長(藤松一郎君) それから第七條の三項ですが、麻薬取扱者が死亡した場合に、十五日以内に云々といふことになつておりますが、死亡した場合に十五日以内にすべての届出手続を終るといふことは無理じゃないかと思ひます。日にちが短か過ぎるんじゃないかという気がするんですが、而もこれ

は罰則がたしか付いておつたと思ひます。

○政府委員(藤松一郎君) これは死んだという届出をするだけでございまして、その後その麻薬をどうするかといふこと、つまり持つておられます麻薬がございまして、それをどうするかといふこと、又その処分につきましては、これは三六條にございまして、それは五十日以内に処分するわけでもございまして。従ひまして、これは本當に死んだという届出をするだけでござい

○委員長(藤松一郎君) 免許証を添えて届出をするといふだけでござい

○政府委員(藤松一郎君) さやうでございまして。

○委員長(藤松一郎君) それから三二條ですが、譲渡証の問題ですが、麻薬を買に行く折に何か証書を持つて行きますのは、その本人でなければならぬのでございまして。現在本人でなければならぬやうなふうになつておつたやうに思ひますが、これは証書を持つて行けば誰が行つても売つて差支えない、又買つて差支えない、そういうふうに解釈してよろしいでござい

○政府委員(藤松一郎君) これは別に御本人でなくても、本人の使つておられるかた、要するに本人と全然別の人じゃないんですけれども、例えば病院なら病院におられればお使いになつてもそれは一向差支えないわけ

○委員長(藤松一郎君) 他に御質問ございせんか。

○谷口弥三郎君 この程度で質疑は打ち切りました、討論は省略して直ちに採

決に入られんことの動議を提出いたします。

○委員長(藤森眞治君) 谷口先生の動議に賛成いたします。

○委員長(藤森眞治君) 只今の谷口君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤森眞治君) 御異議ないと認めます。

それでは質疑を打切り、討論を省略して採決いたします。

それでは麻薬取締法案並びに大麻取締法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤森眞治君) 挙手全員。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

大谷 澄潤 藤原 道子

中山 壽彦 長島 銀藏

常岡 一郎 谷口弥三郎

一松 定吉

○委員長(藤森眞治君) 御署名漏れはございませんか……。御署名漏れないと認めます。

なお本会議における委員長の口答報告については委員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤森眞治君) 御異議ないと認めます。

○委員長(藤森眞治君) それからお諮りいたしますが、未帰還者留守家族等援護法案、未帰還者留守家族等援護法の施行等に関する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案は遺族援護に関する小委員会において審査せしむることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤森眞治君) 御異議ないと認めます。

それから日雇労働者健康保険法案、健康保険法の一部を改正する法律案、これは労働委員会と連合委員会を開くことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤森眞治君) 御異議ないと認めます。

それでは本日はこれを以て散会いたします。

午後零時三十一分散会